

仕 様 書

1. 件 名

体内除去剤の購入

2. 目 的

本剤は放射線事故等の災害時に、超ウラン元素による体内汚染が発生した場合、その排泄を促進し、被ばく線量を低減する目的で使用する。国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、防災基本計画等において、内部被ばく患者の治療を含む高度な被ばく医療を行うこととされている。また、原子力災害拠点病院等の施設要件で、高度被ばく医療支援センターは、超ウラン元素体内除去剤を保有することとされているため、本剤を含む体内除去剤の備蓄が不可欠である。

3. 納入期限

令和 7 年 4 月 30 日（水）

4. 製品名、数量及び使用期限

アエントリペンタート静注(Zn-DTPA) 1055mg 50 箱

使用期限：納入日から 1 年以上

5. 納品場所

千葉県千葉市稲毛区穴川 4 - 9 - 1

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

放射線医学研究所

第 3 研究棟 1 階 L 1 0 6 放射線管理室

6. 検 査

納品完了後、員数及び納品物が「4. 」に定める所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

（要求者）

部課（室）名：被ばく医療部

氏 名：梨木 りみ

選定理由書

1. 件名	体内除去剤の購入
2. 選定事業者名	日本メジフィジックス株式会社
3. 目的・概要等	本件は、放射線事故等の災害時に超ウラン元素による体内汚染が発生した場合、その排泄を促進し、被ばく線量を低減する目的で使用する体内除去剤 Zn-DTPA（商品名：アエントリペンタート静注）を購入するものである。 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、防災基本計画等において、内部被ばく患者の治療を含む高度な被ばく医療を行うこととされており、原子力規制委員会から高度被ばく医療支援センターに指定されている。原子力災害拠点病院等の施設要件で、高度被ばく医療支援センターは、超ウラン元素体内除去剤を保有することとされているため、本剤を含む体内除去剤の備蓄が不可欠である。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 1 号ヲ (特定の業者以外では販売、提供することができない物件を購入、借用、利用するとき)
5. 選定理由	原子力災害拠点病院等の施設要件で、高度被ばく医療支援センターはこの超ウラン元素体内除去剤を保有することとされている。保有する除去剤は当機構含む 5 支援センターと原子力規制委員会との間の協議等で定めており、超ウラン元素体内除去剤としては Zn-DTPA を保有することとなっている。 現在、Zn-DTPA は、日本国内では日本メジフィジックス株式会社のみがハイル社 (HEYL Chemisch-pharmazeutische Fabrik GmbH & Co. KG) より独占販売権を取得し、薬事申請を行い、承認を受けている。また、本薬剤については日本メジフィジックス株式会社が直接販売を行っている。 このことから、Zn-DTPA を購入できる唯一の者として日本メジフィジックス株式会社を選定事業者とする。